

■町税(固定資産税・町県民税・軽自動車税・国民健康保険税)を口座振替で納付されている方へ

平成29年度から振替(引落し)不能の再振替(再引落し)を行いません!

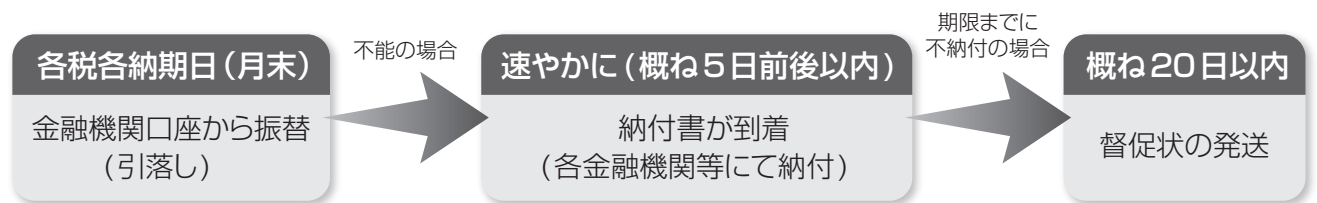
税務課及び保健福祉課では、他市町村の税行政を参考にしながら事務の見直しを図っております。

この検討の結果、町税(固定資産税・町県民税・軽自動車税・国民健康保険税)を金融機関にて口座振替で納付されている方が、各税納期日に振替(引落し)が不能となった場合、納期翌月の20日に再振替(再引落し)を行っておりますが、平成29年4月からはこの再振替(再引落し)を行わないことといたします。

納期日に振替(引落し)が不能となった場合、速やかに納付書を送付いたします。期日(期限:概ね20日以内)までに役場(本庁・支所)、各金融機関で納付していただきます。納付書でも納付されない場合は、督促状を概ね納期日以降20日以内に督促状を送付いたします。

平成29年度の各税から変更となりますので、ご注意くださいいただきますようお願いいたします。

口座振替不能の場合の流れ(平成29年4月から)



■固定資産税のお知らせ

① 土地(家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧について

役場税務課では、4月3日(月)から8月31日(木)まで土地(家屋)価格等縦覧帳簿を縦覧します。この縦覧は、納税者が他の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを確認することができるものです。縦覧できる方は、固定資産税の納税者本人です。なお、代理人に縦覧を依頼する場合は委任状が必要となります。

また、固定資産課税台帳については、自己資産について記載された部分を1年中確認することができるのと同時に、借地人・借家人についても使用または収益の対象としている部分について閲覧できます。

この期間中に、ご自分の所有している土地・家屋、償却資産などの登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

② 家屋を新築または取り壊した場合は届出をお願いします

特に、家屋を取り壊した場合については、役場税務課へ家屋滅失届を提出してください。この届出がない場合、固定資産課税台帳から登録が抹消されず、固定資産税が課税されたままとなることがあります。

また、登記されている家屋を取り壊した場合や土地の異動については、法務局で滅失登記及び登記をされますようお願いいたします。

お問い合わせ先

役場 税 務 課(固定資産税・町県民税・軽自動車税) ☎0884-77-3615
保健福祉課(国民健康保険税) ☎0884-77-3614